

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品の出荷自粛要請の一部解除 について (R4. 6. 7)

非破壊検査で基準値を下回ることを確認した猪苗代町の野生ねまがりたけについて、出荷自粛要請を一部解除することを市町村及び関係団体等に対して周知しました。

記

1 出荷自粛要請の解除対象

猪苗代町において採取される野生ねまがりたけのうち、所定の検査・出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値を下回っていることが確認されたもの。